

令和6年第110回6月通常会議本会議（令和6年6月18日（火））における 行政報告

当市が行った入札に関し、いわゆる官製談合防止法、正確に申し上げますと、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律ではありますが、その違反等の疑いにより、当市の元職員が逮捕され、市の庁舎が捜索を受けた件について報告いたします。

令和5年度末で退職した当市の元職員が、5月28日に、官製談合防止法違反、公契約関係競売等妨害及び加重収賄の容疑で岩手県警察本部に逮捕されました。

被疑事件の対象となった工事は、当該職員が上下水道部に在職していた期間のうち、令和元年度から令和3年度にかけて、市が発注した配水管布設替工事など5件であります。

これまでの経過であります。5月28日、元市職員が岩手県警察本部に逮捕されたことを、市として、確認したところであり、同日の夜、岩手県警察本部により本庁の総務部、上下水道部などが捜索され、書類等の押収が行われました。5月30日からは、対象工事の契約事務等に関係する職員に対して、岩手県警察本部による聴取が行われているところであります。6月3日には、本事案を受け、職員に対し、法令遵守の徹底について通知したところであり、併せて、入札事務の進め方や入札結果に関し、確認を進めているところであります。

また、本事案に関与したとして、元役員が逮捕された市内の登録業者1者を、令和6年6月5日から24か月の指名停止としたところであります。

なお、水道施設の管布設工事については、現在、岩手県警察本部による捜査が継続中であるため、令和6年6月25日以降に行う入札を、一時停止しております。

この度、当市が行った入札に関し、官製談合防止法違反等の疑いを持たれ、市の庁舎が捜索の対象となるに至ったこと、また、在職当時の容疑により、元職員が逮捕されたことは、誠に遺憾であり、市政に対する市民からの信頼を大きく失うものであり、市民の皆様

にお詫びを申し上げる次第であります。

また、引き続き、捜査には全面的に協力してまいりたいと考えております。

今後であります。再発防止に向け、職員に対し、法令遵守の徹底を図るとともに、入札事務全般にわたり、改善の余地はないかなど検討を進める考えであります。